

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記述がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。

募集

羽村市交通安全推進委員

交通安全推進委員会とは

交通安全思想の普及啓発や交通安全運動の推進を目的に活動する組織で、市内各地域のさまざまな方が活動しています。市の非常勤特別職です。

主な活動内容

- 毎月10日の交通安全全日活動(土・日曜日、祝日の場合は前日)
○春・秋の全国交通安全全運動時の街頭指導



○市が行う事業などでの交通安全対応
○交通広報車による広報活動

待遇 制服の貸与、報酬の支給など
※詳しくは問い合わせください。

問合せ 防災安全課防犯・交通安全係
☎216

応募資格 市内在住・在勤・在学の18歳以上の方

※任期中は市が設置するほかの審議会の市民公募委員を兼任することができます。

募集人数 2人

任期 6月1日～令和7年5月31日(2年間)

開催回数 必要に応じて年1～3回程度
開催時間 1回2時間程度
報酬(日額) 9000円

選考方法 作文審査
※応募作文は非公開とし、後日返却します。

※選考結果は、応募者各人にお知らせします。

応募方法 3月15日(水)午後5時まで

(必着)に「羽村市のごみ減量についての考え(ごみ減量のための自分の取組み、リサイクルの推進など)」を、800字程度にまとめ「住所、氏名、年齢、勤務先、電話番号」を記入した書類を添付の上、郵送、ファクス、Eメールまたは直接、応募先へ(様式は問いません)

応募先・問合せ 生活環境課☎205

〒205-8601(所在地記載不要) FAX 554-2921

☒s20800@city.hamura.tokyo.jp

「はむら花と水のまつり2023」模擬店出店者

出店を希望する方は、2月15日(水)から観光協会窓口で配布する書類を確認の上、2月22日(水)までに申し込んでください。

出店資格 ①羽村市観光協会および羽村市商工会のどちらにも会員として所属し、商品販売・管理できる市内の事業所で、通常の営業内容と同じ内容で出店できる事業者

②飲食物販売者は保健所が発行する飲食に係る店舗の「営業許可書」と「臨時営業許可書」の交付を受けていて、許可書に記載されている営業所の所在地が市内であること

出店期間 3月25日(土)～4月20日(木)

出店時間 午前10時～午後5時

出店場所・募集店舗数(予定) 水上公園・親水公園内:17店舗/宮の下運動公園駐車場:8店舗

※申込多数の場合は抽選

※1事業所・団体1店舗に限る

出店料 7万8000円

申込み・問合せ はむら花と水のまつり

2023実行委員会(羽村市観光協会) ☎555-9667(土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)

展示・発表会

いきいき展

高齢者が在宅サービスセンター「いきいき」の里で行っている「いきいき講座・ボランティア講座」の受講生が、1年間の成果として作品の展示・発表会を行います。

前期 2月17日(金)～19日(日)午前10時～午後4時:華道、水墨画、七宝焼、俳句、絵手紙、書道

※19日(日)は午後2時まで

会場 プリモホールゆとろぎ展示室

実演 2月17日(金)午後1時～4時30分:大正琴、詩吟(神風流)、ハーモニカ、ストレッチ体操、民謡体操

すみれ会(レクリエーションダンス)

会場 プリモホールゆとろぎ小ホール

後期 2月24日(金)～26日(日)午前10時～午後4時:陶芸、フラワーアレンジメント、水彩画、写真

※26日(日)は午後2時まで

会場 プリモホールゆとろぎ展示室

問合せ 高齢福祉介護課高齢福祉係☎178/いきいきの里☎578-0678

健康

忘れずに! 医療券(気管支ぜん息等)の更新・変更手続き

大気汚染医療費助成制度

都内に1年(3歳未満は6か月)以上在住の18歳未満で、気管支ぜん息などにかかっているなど、要件を満たす方に、医療費(保険適用後の自己負担分)を助成しています。有効期間満了の約2か月前に、更新手続きに必要な書類が東京都から送付されます。忘れずに更新してください。

更新時期以外でも「住所、氏名、健康保険」が変わった場合、変更手続きが必要です。医療券があっても月額6000円までは自己負担です。

※詳しくは、東京都福祉保健局ウェブサイトを確認するか、問い合わせください。

手続き・提出先 健康課(保健センター内)☎622

問合せ 東京都福祉保健局環境保健衛生課☎03-5320-4491



▲東京都福祉保健局ウェブサイト

状況により、施設が休館したり、事業などが変更・延期、中止になる場合があります。最新情報は市公式サイト・各施設のウェブサイトなどで確認してください。

羽村駅西口地区の都市基盤整備に関する基本方針について

問合せ 企画政策課☎313

市では、羽村駅西口土地区画整理事業のこれまでの変遷と経過を踏まえ、今後の事業の最適な進め方を導き出すため、昨年6月に本事業と利害関係を有しない学識経験者等で構成する「羽村駅西口土地区画整理事業に関する検証会議」(以下「検証会議」という)を設置し、客観的な視点から検証を行っていただきました。

昨年12月に検証会議から提出された提言を受け、今後の羽村駅西口地区の都市基盤整備の方向性を示す、「羽村駅西口地区の都市基盤整備に関する基本方針」を決定しました。

羽村駅西口地区の都市基盤整備に関する基本方針



▲市公式サイト

市では、羽村駅西口地区について、JR青梅線羽村駅を中心とした利便性の高い駅前市街地の再編を図るとともに、都市施設と自然が調和した市街地の再生を図るため、また、道路、交通広場、公園等の良好な居住環境の確保により、公共の福祉の増進に資するため、当該地区の都市基盤整備は、引き続き必要であると認識しております。

この認識に立ち、今後の方針としては、検証会議からの提言を尊重し、整備手順や事業費削減の方策を検討しながら、現行の整備手法である土地区画整理事業をベースに事業を進めていきます。

事業を進めていくにあたり、現在、仮住まいをされている皆様への仮換地先の返地を最優先に実施するとともに、羽村大橋や奥多摩街道の渋滞解消、生活道路への通過車両の流入抑制を図るため、羽村大橋と羽村街道を結ぶ都市計画道路3・4・12号線の早期整備、交通結節点である駅前広場の整備を優先的に実施できるよう取り組んでまいります。

併せて、土地区画整理事業以外の整備手法について、エリアの特性を考慮し、地区の一部に取り入れることができるかどうか検討していきます。